

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第49回）開催結果概要

1 日時

平成25年2月28日（木）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，甲斐哲彦，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，
二島豊太，野間万友美，水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

小林宏司審議官，小野寺真也総務局第一課長，佐々木健二総務局参事官，
福田千恵子民事局第二課長，高橋康明刑事局第一・三課長，
三輪方大行政局第一・三課長，浅香竜太家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 本日の進行等について

高橋座長から，本日は，事務局が作成した第5回報告書の骨子案について意見交換を行う旨が確認され，小林審議官から，骨子案の構成等につき，骨子案は「第5回報告書の概要」，「民事第一審訴訟事件の概況」，「刑事第一審訴訟事件の概況」，「家事事件の概況」，「上訴審」，「社会的要因の検証」のパートで構成されていること，第5回報告書の体裁としては，上記から「概況編」とし，「社会的要因編」とし，2分冊とすること，概況編については，地裁第一審，家裁，控訴審及び上告審を幅広く取り上げ，経年変化が分かる統計を中心に掲載するとともに，事件動向等についての分析・評価を加えていること，社会的要因編については，これまでの検討会での議論を踏まえた構

成になっていることなどが説明された。

イ 社会的要因編に関する意見交換について

小林審議官から、社会的要因編の概要について、社会的要因の検証に当たっては、これまで、紛争一般の動向に関わる社会的要因を広く視野に入れた調査・検討を行うとともに、重要な社会的要因としてADRと保険制度に着目し、また、検証の素材となる紛争類型として医事紛争、建築紛争及び遺産紛争を取り上げ、掘り下げた調査・検討を行ってきたこと、前回までの検討会では、これらの調査結果等を、「法的紛争一般の動向」、「裁判外での紛争処理の全般的状況」及び「紛争類型別の検討」に分類・整理して意見交換を重ねてきたところであり、骨子案についても、検討会での議論を踏まえた構成で整理・分析を加えたものになっていること、具体的には、今後、法的紛争が顕在化・増加するとともに、質的にも複雑化・先鋭化することが見込まれる中では、裁判外の制度等がバランスよく整備され、裁判所と適切に役割分担を果たし、社会全体で紛争が処理されるのが望ましいこと、民事紛争については、ADRのうち一般的な紛争を対象とするものの件数は民事調停と比較して少なく、裁判所においても、顕在化することが見込まれる紛争について、民事調停の充実強化も含めた対応が必要になるものと考えられること、民事紛争においても、特定の分野ごとにADRが発展する可能性はあるが、これらが発展し機能するためにも、また、保険制度が有効に機能するためにも、裁判所は質の高い判断を提供することが求められるものと考えられること、家事紛争については、民事紛争と異なり、裁判外の制度等の発展が特に見られない中で、家庭裁判所において増大する家事紛争への対応が必要になると考えられること、以上から、裁判所においては、通用力のある質の高い判断を示すためにも、潜在的紛争の顕在化が見込まれる中で、将来の事件動向に対応するためにも、運用改善等の努力はもとより、適切な基盤整備が必要であるという趣旨の分析を加えていることなどが説明さ

れた。

(中尾委員)

「法的紛争一般の動向」に関しては、紛争の量的側面の分析については「法的紛争の顕在化・増加」が、紛争の質的側面の分析については「法的紛争の複雑化・先鋭化」が、それぞれキーワードになっていると思われる。このうち、量的側面の分析に異論はないが、質的側面の分析については、「複雑化・先鋭化」だけでなく、「多様化」がキーワードになると思われる。ADR等の裁判外の仕組みは、多様化する紛争に対して多様な紛争解決方法を提供するという意味があるので、そのような仕組みの機能も含めて説明するには、紛争の「多様化」もキーワードに加えた方が分かりやすくなると思われる。

「法的紛争の一般の動向」の検討においては、潜在的紛争を顕在化させる要因として、弁護士を含めた法曹人口の増加に加え、いわゆる「ゼロ・ワン地域」に関する取組と法テラスの状況が紹介されているが、弁護士過疎に対する弁護士会の取組は、ひまわり基金による公設事務所の設置と法律相談センターの全国的な展開と法テラスとがセットになって行われているものである。ひまわり基金による公設事務所や弁護士会の法律相談センターの設置状況に関する統計データ等を紹介することも検討すべきではないか。

(高橋座長)

中尾委員の紛争の「多様化」に関する指摘は、裁判所に持ち込まれる紛争については「複雑化・先鋭化」で説明できるが、紛争全般については「多様化」していくという趣旨のものと理解できる。また、従来は法的紛争と理解されていなかったものも法的紛争としてとらえられるようになるという意味もあろう。

(山本委員)

従来は法的紛争と理解されていなかったものとして、スポーツに関する紛争がスポーツ仲裁に関するADR機関の創設により法的紛争としてとらえられるようになった例を指摘することができよう。

骨子案では企業の意識に関しても検討が加えられているが、今回の検証作業では、消費者間（C to C）及び企業と消費者間（B to C）の紛争についての検討が中心であり、企業間（B to B）の紛争についての検討は、必ずしも十分ではなかったように思われるので、この点の分析は控えめにした方がいいのではないか。

「法的紛争一般の動向」の検討において、紛争解決のコストの問題として弁護士保険が中心的に取り上げられているが、紛争解決のコスト面への対応については、低所得者層に対する法律扶助と中所得者層に対する弁護士保険という2本立てで理解することができる。実際、法律扶助の予算は増加傾向にあり、法律扶助の対象となる紛争の内容も、これまで多重債務が中心であったものが多様化しているところなので、紛争解決のコストの問題として、法律扶助も併せて取り上げることが考えられよう。

社会内の紛争解決の仕組みと裁判手続との役割分担は必要であるが、そのためには、紛争当事者の第一次的アクセスの段階で、裁判所に適した紛争とADR等に適した紛争とを振り分けるようなシステムが必要ではないかと考えている。法テラスは、こうした役割を担うことが期待されていると思われるが、弁護士の活動のほか、市役所や消費者生活センターなどの市民に身近な相談窓口の活動も重要と考えており、様々なところで本来の役割分担が機能するよう、紛争の流れを誘導するシステムが構築されることが望まれる。

（小林審議官）

御指摘の点を踏まえて、報告書の記載内容等について、更に検討したい。

（甲斐委員）

様々な紛争を社会全体で適切に処理するには、紛争が裁判所とADR等とに適切に振り分けられることが望ましいということは指摘しておきたい。裁判所としても、真に裁判所において解決しなければならない事件に可能な限り集中することで裁判所の機能を発揮するのが望ましい姿と思われる。医事紛争や建築紛争の分野では、裁判外の機関等の取組もあって、裁判所と裁判外の制度等とが連携できているところもあると思うが、他方で、遺産紛争の分野については、裁判所と裁判外の機関等との連携の方向性は見えておらず、裁判所としても意識しないと、家庭裁判所に事件が集中し、事件処理に支障を来す事態も懸念されると思う。

(中尾委員)

事件が集中するという指摘に関連して、骨子案では、まとめに当たる部分で、発生した紛争が社会内で解決されることなく裁判所に集中することになれば、裁判の適正・充実・迅速化の推進にも支障を来すおそれがあるという趣旨の指摘がされているが、裁判所は、事件が集中しても、態勢強化等を図ることで本来の役割を果たすべきであるので、上記のような指摘の記載ぶりについては検討を要するのではないか。

(小林審議官)

御指摘の部分については、裁判所は事件の増加が見込まれる中でも逃げわけにはいかない、ということを出発点とした上で、裁判所と裁判外の制度等との適切な役割分担が必要であると考えているところである。

(高橋座長)

中尾委員の指摘に関しては、骨子案全体を通して、紛争が増加し、質的にも難しくなっていくことが見込まれる中、裁判所はこれを「受けて立つ」という決意を示しているように理解した。

(中尾委員)

私としては、適切な役割分担の中で裁判所が指導的な役割を果たすとい

う前向きなものとして理解しているが、先ほど指摘した記載からは、ADRに事件をアウトソーシングし、裁判所はセレクトされた事件だけしかやらないと考えているのではないかという誤解につながる可能性があるように思う。裁判所が指導的な役割を発揮しながら、適切な役割分担をした上で、いろいろな紛争解決の仕組みを整備すべきというようなメッセージが伝わればよいのではないか。

(山本委員)

第4回報告書では、中尾委員が指摘する表現と類似の表現を用い、訴訟が増え続ければ裁判所の適正迅速な審理にも支障を来しかねないとして、態勢整備が必要だという結論につなげたと思うが、これと今回の骨子案とは矛盾しないものと思う。裁判所が増加する紛争を「受けて立つ」ためには態勢整備が必要であり、その上で裁判所が本来機能すべきところに資源を集中して投下すべきである。他方、過払金事件のように、ADRを含めた社会の中で解決をしていく方が望ましいと考えられる紛争もあるが、こうした紛争類型についても、裁判所は規範を示すなどの指導的な役割がある。

(井堀委員)

中尾委員が指摘する表現については、特に違和感はない。紛争が裁判所に集中するという仮定での話であり、そこから「裁判所は逃げている」というようには読めないと思う。もっとも、そこから適切な基盤整備が必要であるという指摘につながっているが、この「適切な基盤整備」の中身を具体的に明らかにする必要があるのではないか。

(小林審議官)

第3回から第5回の報告書は、一体のものとして理解している。特に、第4回報告書では、基盤整備に関する一連の施策を提示しており、第5回報告書の骨子案も、これを前提としている。第5回報告書は、裁判所の外

から社会における紛争解決の全体像を見るものであり，その中に第4回報告書で提示した施策が位置付けられるものになると理解している。

(二島委員)

施策を提示した第4回報告書と第5回報告書との関係性が明確ではないように感じる。第5回報告書においても，第4回報告書で提示した施策をフィードバックするような視点を出すと，関係性が分かりやすくなるのではないか。

(小林審議官)

第4回報告書で提示した施策については，運用面だけでなく，制度面等の施策があり，長期的な視点で見なければならぬと考えている。各報告書の関係性については，報告書の前文等で説明することも検討したい。

(野間委員)

これまで，裁判所では，利用しやすくするため，裁判所の敷居を低くする方向での取組がされてきたように思うが，訴訟によるまでもなく解決が可能な紛争と裁判によって質の高い判断を示すべき紛争とを区別すると，訴訟提起のハードルを上げているように聞こえるのではないか。

(高橋座長)

紛争の適切な振り分けが必要であることに異論はないと思うが，裁判所が訴訟提起のハードルを上げて紛争を振り分けるつもりであるかのような誤解が生じないようにする必要がある。

(仙田委員)

建築紛争の分野においても，ADRを更に進めるべきである。東京地裁等では専門部を設置して熱心な取組みがされているが，ADRを通じて解決できる紛争も多いと考えている。日本建築家協会の会長当時，ADRを実際に担当し，マンション一棟を建て直すくらいの大きな金額が動いた紛

争でも、質の高い調査を行い、公正な解決案を示すことで解決できた経験があり、特に建築紛争についてはADRが重要になるものと考えている。

建築紛争については、いわゆる構造計算書偽装問題が発生して以降、この5年ほどの間に、国土交通省を中心として法整備等の議論や取組が集中的に行われてきたところであり、契約の書面化等の業界慣行の改善に向けた取組が行われていることも確かである。しかし、こうした取組は、まだまだ不完全であり、現状を肯定的に評価することはできないと考えている。

契約の書面化がされていないことが最も大きな問題だと考えているが、ほかにも、建築の高寿命化が進められている一方で、図面や計算書等の資料の保管義務の期間が非常に短いという問題がある。客観的な資料が残されているか否かで建築紛争の性質は大きく違ってくるのであり、第5回報告書においても、契約の書面化や客観的資料の保管などに対する意識が十分ではないという点は指摘されるべきであろう。

(酒巻委員)

裁判所において通用力のある質の高い判断を示す必要があるという趣旨の指摘があるが、「通用力」という表現はイメージが持ちにくいように思われる。一般の人に分かりやすいように、具体的な説明があってもいいのではないか。

(山本委員)

ADR等の制度運用に資する基準を提供するという意味で「通用力」という用語を使っていると思われる。

(小林審議官)

裁判所に持ち込まれていないものも含めた世の中の紛争の合理的解決にも適切に活用できるという意味で、「通用力」という表現を用いているが、表現ぶりについては、引き続き検討したい。

ウ 第5回報告書骨子案の概況編に関する意見交換について

佐々木総務局参事官から、概況編の概要について、第一審訴訟事件と家事事件については、主要な統計データについて経年的な推移を示した図表を掲載し、各パートの最後に「まとめ」を設けて、経年的な推移の分析や総括的評価を行い、また、控訴審と上告審については、概括的な取りまとめを行ったこと、骨子案では平成23年の統計データを用いているが、報告書案では平成24年の統計データを更新する予定であること、骨子案に掲載していない図表等についても、第4回報告書等を基礎に整理し、報告書案において掲載する予定であることなどが説明された。

(7) 民事第一審訴訟事件の概況及び家事事件の概況に関する各パートについての意見交換

福田民事局第二課長から、民事第一審訴訟事件、医事関係訴訟及び建築関係訴訟について、主要な統計データの説明がされるとともに、これまでの報告書で指摘されてきた長期化要因については、直近の統計データから見ても特に状況の変化がないこと、第4回報告書で提示した施策については、適正・充実・迅速な審理に向けた取組が引き続き行われているほか、医事関係訴訟においては、専門委員等を活用しやすくするための施策や適切な鑑定人確保等の施策などについての取組、医療ADRの拡充に向けた動き、中立第三者機関による原因究明システムの構築についての検討の動きが見られ、建築関係訴訟においては、司法と建築家団体の連携の強化や保険制度の拡大等の動きが見られることなどが説明された。

また、三輪行政局第一課長から、行政事件訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟について、主要な統計データの説明がされるとともに、これまでの報告書で指摘されてきた長期化要因については、直近の統計データから見ても特に状況の変化がないこと、いずれの事件類型についても、専門部や集中部における専門的知識やノウハウの蓄積・情報発信等の取組が行われていることなどが説明された。

さらに、浅香家庭局第一課長から、家事事件及び家庭裁判所における人事訴訟について、主要な統計データの説明がされるとともに、第4回報告書で提示した施策に関連して、家事調停については、家事事件手続法の施行を契機に、裁判官の関与強化等の取組が進められていること、遺産分割事件については、これまでの報告書で指摘した長期化要因も踏まえた取組が引き続き行われており、家事事件手続法において整備された調停に代わる審判等の制度も活用しつつ、更なる適正・迅速な審理に向けた取組が進められる見込みであることなどが説明された。

(山本委員)

人事訴訟事件の平均審理期間を見ると、平成18年と平成23年では、事件数に変化がないにもかかわらず、2月ほど平均審理期間が長期化しているが、何か要因はあるのか。

(小林審議官)

人事訴訟は、平成16年に家庭裁判所に移管されたものであるが、移管された当初は比較的短期間で処理できる事件から終局し、その後、難しい事件が終局していくため、既済事件を基礎とする平均審理期間については、統計上、徐々に長くなっていく傾向が表れるということが影響していると考えられる。

(浅香家庭局第一課長)

現場の裁判官に聞くと、近時の審理を長期化させる要因として、当事者の権利意識が高まっていること、インターネット等で情報を得られるようになってきていること、夫婦間の葛藤が非常に激しくなっていることなどがあるようである。特に財産分与を伴う事案では、分与すべき財産の範囲が争われ、調査に時間がかかるという状況があると聞いている。

(井堀委員)

過払金事件の今後の動向については、どのように考えているのか。

(福田民事局第二課長)

過払金事件は減少しており，貸金業法等の改正もあったので，今後も，減少していくと思うが，消滅時効の期間を考えると，完全になくなるまでには，それなりの時間が必要になると思われる。また，過払金事件の減少により，これが平均審理期間へ及ぼす影響は，今後，少なくなっていくものと考えている。

(高橋座長)

医事関係訴訟などは平均審理期間が 2 年を超えており，まだ工夫の余地があるかもしれないが，一般的な民事紛争についていうと，審理期間が半年を切るような過度な迅速化は，裁判の充実が犠牲になるおそれがあるように思われる。

(山本委員)

もっとも，「日本の民事裁判制度に関する意識調査」(利用者調査)の結果では，裁判の迅速さに関する質問に対しては，依然として否定的な回答が多い。

(高橋座長)

弁護士は依頼者と話をしているだけでなく，準備書面の作成等に膨大な時間をかけているが，こうした姿は依頼者から見えにくいいため，依頼者は不満を抱きやすいのかもしれない。裁判の迅速化は，裁判の充実と迅速のバランスの中で議論する必要がある。

(仙田委員)

経年変化を示す統計データについては，その期間が統一されていないようであり，建築関係訴訟については，平成 18 年以降の統計データしか掲載されていないが，概数であっても構わないので，もう少し長期間の統計を掲載することを検討してはどうか。

(福田民事局第二課長)

迅速化検証が始まってから統計数値を取るようになったものもあるもので、御指摘のような結果となったものであるが、統計が取れるかどうかも含め、確認してみたい。

(イ) 刑事第一審訴訟事件の概況パートについての意見交換

高橋刑事局第一課長から、刑事第一審訴訟事件について主要な統計データの説明がされるとともに、裁判員裁判について、第5回報告書では、昨年12月に公表された「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（以下「検証報告書」という。）の一部を引用すること、検証報告書の統計データは、制度施行から平成24年5月末までを対象に特別に集計されたものであることなどが説明された上で、主要な統計データの説明がされた。

(水野委員)

骨子案では、平均取調べ証人数の推移に関連し、裁判員裁判では、自白事件においても重要な点については人証により立証する運用が定着しつつあるという趣旨の指摘がされているが、検証報告書を引用している「裁判員裁判の公判について」の項では、「自白事件における犯罪事実は、書証を中心とし、若干の人証と被告人質問によって立証されているのが現在の運用の実情といわざるを得ない。」とされており、両者に齟齬があるように思われるので、記載内容を検討してはどうか。

(高橋刑事局第一課長)

御指摘を踏まえ、検討したい。

(野間委員)

刑事事件に関しては、新聞報道でも公判前整理手続の長期化が指摘されているが、この点について、裁判所としては、審理の充実のために必要な期間として肯定的に評価しているのか、それとも期間の短縮化に向けた努力が必要であるという認識でいるのか。

(高橋刑事局第一課長)

事件によっては充実した審理のために公判前整理手続にある程度の期間をかけなければならないものもあるが、そうでないような自白事件などについて、公判前整理手続に必要以上の時間を費やしているのではないかという問題意識を持っており、現在、法曹三者の間で、公判前整理手続を短縮化するための方策を検討しているところである。

（酒巻委員）

検証報告書では、公判前整理手続について詳細な分析を行った上で、更なる期間の短縮化を求める強い指摘がされたものと理解している。統計データを見ても、自白事件の場合、実審理は3日から4日で終わっており、以前では考えられないほど短縮化され、充実した審理が行われているといえるが、公判前整理手続は長期化傾向にある。検証報告書では、なぜ公判前整理手続に時間がかかるのかといった点について検討を加えており、公判前整理手続の短縮化に向けた努力をしていこうという姿勢が示されていると思う。

殺人や強盗殺人といった事件については、裁判員制度の導入により審理が充実化・短縮化している。ただ、直接主義・口頭主義という理念の下、公判で直接心証が取れるよう、可能な限り人証調べを実施することになっているが、公判前整理手続が長期間にわたると、証人の記憶が薄れてしまい、理想としていた証人による立証という構造が崩れてしまう可能性もあり、この点が難しい問題だと考えている。

（二島委員）

自白事件であっても、被告人が持つ精神的疾患が情状面に影響する事案も少なくないと思われる。裁判員裁判では、鑑定書の記載が薄い場合があり、弁護人が争いにくくなっている部分もあるのではないかとと思われる。審理期間の短縮化はそんなに簡単ではないと思っている。

（高橋刑事局第一課長）

鑑定自体の質は裁判員裁判においても変わっていないが、鑑定結果については、裁判員・裁判官の判断に必要なポイントに絞って公判に顕出されるということがあると思われる。

(二島委員)

現在、刑の一部執行猶予の法制化が検討されているようであるが、このような新たな制度が導入されると、弁護人の争い方は複雑化するのではないかと考えている。

(2) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第50回 平成25年5月20日(月)午後3時から

(以上)